

第5章 Q&A

市・道民税関係

Q 1. 確定申告と市民税申告の違いとは？

A 確定申告は、所得税（国税）を納付したり、還付を受けたりするための申告です。市民税申告は、1月1日に住民登録がある市に対して前年の所得について申告するものです。確定申告と異なり、収入が0円の場合でも申告する必要があります。

ただし、

- ・確定申告をした
- ・勤め先の事業所で年末調整をした
- ・誰かの税扶養に入っている

などの場合は、市民税申告が不要となります。

Q 2. 遡って申告できる期間は？

A 申告しようとする年から5年分、遡ることができます。

Q 3. 申告しなかったら何か影響はありますか？

A 所得（課税）証明書や各福祉関係の助成などは、確定申告・市民税申告の内容が根拠となっているため、申告がされていない状態だと、次に挙げるような様々な手続きに影響が出る場合があります。

- ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定
- ・子ども医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療、養育医療の助成
- ・児童手当、児童扶養手当、保育料の算定
- ・就学援助費、市営住宅料の算定

このような手続きは、未申告だと正しい判定を受けることができなくなることがあるので、収入が0円であるならその旨の市民税申告が必要となります。

また、市が発行する所得証明書なども申告がされていないと発行されないこともあり、各種手続きが滞ってしまうことがあります。

Q 4. 自分で申告していないのに市・道民税の納税通知書が届いたのですが？

A 給与支払者や年金支給者は支払金額の報告を自治体に対して行わなければならないとされています。これらの報告により本人からの申告が無くても所得額を把握できた方については、税額計算をして納税通知書を送付しています。

Q 5. 税額が昨年と比べて大きく増えたのですが？

A 昨年と比べて収入金額が増加して所得金額が増えた場合や所得控除額が減った場合は税額が増えます。また、正しい申告がされていないと昨年の税額と比べたときに大きく増額してしまう場合があります。その場合、正しい情報に修正することが可能ですので、お問い合わせください。

Q 6. 令和5年4月1日に札幌市から石狩市に転入しました。現在、札幌市には住んでいませんが、それでも札幌市に住民税を納める必要がありますか？

A 個人の住民税は、その年の1月1日現在住んでいる市町村から前年中の所得に基づき課税されることとなっています。したがって、令和5年1月1日現在、札幌市に住んでいたのであれば、その後石狩市に転入されたとしても、令和5年度の住民税は札幌市に納めていただくことになり、石狩市には令和5年度の住民税を収める必要はありません。

Q 7. 死亡した家族の住民税は納付しなければなりませんか？

A 市・道民税は賦課期日（1月1日現在）に石狩市に住所を有する個人に課税されますので、令和5年1月2日以降に納税義務者が死亡した場合は相続人が残りの税額を納付していただく必要があります（相続人代表者指定届の提出が必要となります）。

Q 8. 年金から天引きされていたはずなのになぜ納付書が届いたのですが？

A 次のような場合は、年金特別徴収が中止になるため、年金から特別徴収できなくなった税額を普通徴収（納付書・口座振替）で納付していただくこととなります。

- ① 市・道民税の額に変更があった場合
- ② 介護保険料の年金からの特別徴収が中止された場合
- ③ 石狩市外へ転出した場合
- ④ 死亡した場合 ※Q7をご参照ください

Q 9. 医療費控除により税金が返ってくると聞いたのですが？

A 給与や年金から所得税が源泉徴収されている場合、医療費控除を申告して再計算することで所得税が軽減され、納めすぎた所得税が還付されることがあります。

※医療費控除による還付は、所得税の還付であり、医療費の還付ではありません。また、市・道民税については、先に税を納めているものではないため、還付ではありませんが、医療費控除により税額が低くなる場合があります。

Q10. ふるさと納税をした場合、自己負担額の2,000円を除いた全額が控除される目安はいくらですか？

A 給与所得者の場合、全額控除されるふるさと納税額は次の表が目安の金額となります。

ふるさと納税を行う方本人の給与収入	ふるさと納税を行う方の家族構成（例）			
	独身または共働き ^{※1}	夫婦 ^{※2}	共働き＋子1人（高校生 ^{※3} ）	夫婦＋子2人（大学生 ^{※3} と高校生 ^{※4} ）
300万円	28,000円	19,000円	19,000円	-
400万円	42,000円	33,000円	33,000円	12,000円
500万円	61,000円	49,000円	49,000円	28,000円
600万円	77,000円	69,000円	69,000円	43,000円
700万円	108,000円	86,000円	86,000円	66,000円
800万円	129,000円	120,000円	120,000円	85,000円
900万円	152,000円	143,000円	141,000円	119,000円
1,000万円	180,000円	171,000円	166,000円	144,000円
1,100万円	218,000円	202,000円	194,000円	172,000円
1,200万円	247,000円	247,000円	232,000円	206,000円
1,300万円	326,000円	326,000円	261,000円	248,000円
1,400万円	360,000円	360,000円	343,000円	277,000円
1,500万円	395,000円	395,000円	377,000円	361,000円

※1 独身または共働き：ふるさと納税を行う方が配偶者（特別）控除や扶養控除を受けていない場合

※2 夫婦：ふるさと納税を行う方の配偶者に収入がないケースを指します。

※3 高校生は一般扶養控除、大学生は特定扶養控除に該当する方を指します。

※4 夫婦＋子2人（大学生と高校生）：ふるさと納税を行う方が配偶者控除と一般扶養控除、特定扶養控除を受けている場合

（注1）掲載している表は、住宅ローン控除や医療費控除等、他の控除を受けていない給与所得者のケースとなります。年金収入の方や事業者の方、住宅ローン控除や医療費控除等、他の控除を受けている給与所得者の方の控除額上限は表とは異なります。

（注2）社会保険料控除額について、給与収入の15%と仮定しています。

（注3）詳細な金額は、ふるさと納税される方の収入状況や各種控除がわかるもの（所得税の確定申告書や源泉徴収票等）をご用意いただいた上で税務課市民税担当（TEL：0133-72-3119）までお問い合わせください。

[総務省 “ふるさと納税ポータルサイト ふるさと納税のしくみ 税金の控除について”

《 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html 》（最終参照日：2023-07-25）より抜粋

軽自動車税（種別割）関係

Q 1. 障がい者に対する軽自動車税（種別割）の減免申請をしたいのですが？

A 申請の期限は、納税通知書がお手元に届いてから、軽自動車税（種別割）の納期限となる5月末日までとなります。申請前の事前相談は随時行っておりますので、お問い合わせください。

Q 2. 軽自動車税（種別割）の減免が認定された場合の車検用納税証明書は、どうなりますか？

A 申請が認定された方に、郵送にて減免決定通知と車検用納税証明書を送付いたします。

Q 3. 車両を持っていないのに軽自動車税（種別割）の請求書が届いたのですが？

A 4月1日時点で名義が変更されていないか、登録車両が抹消されていない場合には課税されてしまいます。しかし、車両をスクラップした場合や盗難にあった場合など、その動きの確認が取れる場合には課税を取り消すこともできます。詳しくはお問い合わせください。

Q 4. 現在石狩市に住んでいないのに石狩市から納税通知書が届いたのはなぜ？

A 車検証上の「使用する車両の定置場（または使用の本拠地）」という車両の住所になるものが石狩市の住所になっている場合は、石狩市に軽自動車税（種別割）を納めていただくこととなります。4月1日までに住所変更していただければ、変更後の市町村から軽自動車税（種別割）の納税通知書が送付されます。

Q 5. 住所変更の勧奨通知が来たのですが？

A 原則として、納税義務者は所有者（または使用者）とされています。そのため車検証上の「使用する車両の定置場（または使用の本拠地）」という車両の住所になるものが、所有者（または使用者）の住民票の住所と違う場合に住所変更の勧奨通知を送付しています。

市内の住所になる場合はP.31（5）の申告先、市外の住所になる場合はその地区を管轄している軽自動車協会や運輸支局、市区町村にて手続きを取ってください。

原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車、雪上車	三輪、四輪軽自動車 二輪軽自動車 (125cc超250cc以下)	二輪小型自動車 (250cc超)
市区町村	軽自動車協会	運輸支局

固定資産税関係

Q 1. 納税通知書を紛失してしまったのですが、再発行できますか？

- A 納税通知書は再発行できません。納税通知書は「税額の確定」と「納付の請求」という法的効力を持つため、再発行すると賦課処分を2回行うことになるためです。納税通知書に記載してある内容は固定資産評価証明書や固定資産課税台帳等でご確認いただけますので、税務課にご請求ください。
※お支払いのための「納付書」は再発行できます。

Q 2. 証明書を取得できる人は？

- A 証明書を取得できる者は、地方税法により①納税義務者、②土地・家屋を賃借している者（契約の当事者のみ）、③処分権限を持っている者と規定されています。証明書を取得するためには、この身分を証明するものをお持ちください。
※上記の者から委任を受けた場合は、代理人でも取得可能です。

Q 3. 委任状の様式は？

- A 代理人が証明書を取得するには委任状が必要になりますが、委任状には①取得したい証明書について②権利者から代理人に対して③取得についての権限を委任する旨を具体的に記入してください。
なお、委任状の様式は、石狩市のホームページからダウンロードできます。
※代理人の身分を確認できる書類を添付してください。
※法人の証明書を取得される場合は、申請書または委任状に代表者印を押印していただき、代理人の身分を確認できる書類を添付してください。

Q 4. 住宅用家屋証明の添付書類は？

- A ①住民票の写し②登記関係書類③手数料1,300円（郵送での請求の場合は、定額小為替でお支払いください）のほか、状況に応じて必要書類が異なります。詳しくは石狩市のホームページをご確認いただくか、税務課までお問い合わせください。

Q 5. 年内に売買や相続で所有者が変わった場合は、誰に固定資産税が課税されますか？

- A 固定資産税は1月1日現在の所有者に課税されるので、年内に所有者が変更されても、その年の納税義務者は変更されません。
※不動産会社等で売買の際に、固定資産税を月割りで新所有者に請求する場合もあるようですが、税務課ではそのような手続きを行っておりません。課税は1月1日現在の所有者についてです。

Q 6. 所有者が変わった場合は、どのような手続きが必要ですか？

A 登記物件については、法務局（札幌法務局北出張所）での所有権移転の登記を申請してください。登記が完了しましたら、その通知が市役所にも届きますので、市役所での手続きは不要です。

未登記物件については税務課に「未登記家屋の所有者変更届」を提出してください。

Q 7. 家屋の税額はどうやって決まるの？

A 固定資産税における家屋の評価額は、不動産の買入価格や建築工事費ではなく、総務大臣の定める固定資産評価基準によって算出しています。固定資産評価基準に基づき、石狩市では「再建築価格方式」を採用しています。この再建築価格方式は、評価の時点において、評価の対象となった家屋と同一のものをその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費を求め、その家屋の建築後の経過年数に応じた減価を考慮し、その家屋の価格を求めるものです。

このようにして、固定資産評価員により作成された「評価調書」が市長に提出され、市長が毎年3月31日までに固定資産の価格を決定します。

この価格に標準税率1.4%を掛け合わせた額が固定資産税の税額となります。

Q 8. 住宅を新築した場合、どのように課税されるのですか？

A 固定資産税は1月1日現在に固定資産を所有している方にかかる税金ですので、住宅を新築した場合は新築の翌年から固定資産税がかかります。

税額を計算するために必要な、家屋に使用されている資材及びその使用量を正確に把握するために「家屋調査」を行っていますので、その際にはご協力をお願いします。

なお、家屋調査の内容は全ての部屋の仕上げ（使用している資材のこと）、建具等の各寸法及び建築設備を確認するものです。

Q 9. 家屋を壊した場合、固定資産税はどうなりますか？

A 固定資産税は1月1日現在に固定資産を所有している方に1年分かかる税金のため、取り壊した家屋は、翌年からは課税されません（取り壊した年の固定資産税はかかります）。

家屋を取り壊した場合は以下の手続きが必要となります。

- ・登記されている物件の場合は、法務局で滅失登記の申請をしてください。
- ・未登記の物件の場合は、税務課に「家屋の取り壊し届」を提出してください。

※「家屋の取り壊し届」は石狩市のホームページからダウンロードできます。

また、税務課にて取得することもできます。

Q10. 住宅を新築した数年後に、なぜ税額が上がったのですか？

A 住宅を新築した場合は、一定の要件を満たすと税額の軽減を受けることができる特例措置が適用されます。この特例により、住宅の新築後3年間（長期優良認定住宅は5年）、中高層耐火住宅は新築後5年（長期優良認定住宅は7年間）に限り、延べ床面積120㎡部分に相当する部分の固定資産税額が1/2に軽減されます。新築後、数年が経ってから税額が上がるのは、この特例の適用が終了したことが考えられますが、他の事情による場合も考えられますので、税務課までお問い合わせください。

Q11. 車庫や物置は課税されるの？

A 原則として、3面以上の壁と屋根があり、面積が10㎡を超える建物が課税の対象となります。車庫や物置を取得された際は、評価額を算出するために家屋調査にお伺いいたしますので、税務課までご連絡をお願いいたします。

Q12. 住宅を壊したら、税額が上がったのは何故ですか？

A 固定資産税は、土地の上に一定の要件を満たす家屋がある場合、土地の課税標準額の減額を受けることができる「住宅用地特例」という特例措置があります。この特例を受けられる条件が「土地に専用住宅もしくは併用住宅が存在すること」となっておりますので、住宅を壊した後に税額が上がったのは、この特例措置が適用されなくなったことが考えられますが、他の事情による場合も考えられますので、税務課までお問い合わせください。

Q13. 石狩市の固定資産税路線価図を見るにはどうしたらよいですか？

A 税務課で、基準年度分（直近の基準年度は令和3年度）の路線価図を公開しており、どなたでも閲覧できます。また、インターネット上の「全国地価マップ」（<http://www.chikamap.jp/>）でも閲覧できます。

Q14. 減価償却しているすべての償却資産について申告が必要ですか？

A 固定資産税や自動車税、軽自動車税のように、すでに課税の対象となっている資産（土地・家屋やトラック・乗用車・軽自動車）については、申告書への記載は不要です。
※大型特殊自動車等が申告の対象となります。

Q15. 本社が他市町村にあり、すべての償却資産をそこで申告しているのですが、石狩市への申告は必要ですか？

A 償却資産の申告書は、資産が所在する市町村ごとに提出する必要がありますので、本社が他市町村にある場合でも、石狩市内に所在する資産については石狩市に申告書を提出していただくことになります。